

町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 子育て会議は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 子育て会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p>